香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)の概要

令和2年4月2日に土壌汚染対策法施行規則(以下「法施行規則」という。)が一部改正されたことを踏まえ、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(以下「条例施行規則」という。)に定める土壌溶出量基準等の基準値を次のとおり改正する。

1 カドミウム及びその化合物に関する改正

○香川県生活環境の保全に関する条例第 44 条に定める特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物に関する土壌溶出量基準等の基準値を次のとおり改正する。

基準の名称	単位	改正後	改正前	条例施行規則
土壤溶出量基準	mg/L	0.003	0.01	第 35 条関係
土壤含有量基準	mg/kg	45	150	第 35 条関係
地下水基準	mg/L	0.003	0.01	第 35 条関係
第二溶出量基準	mg/L	0.09	0.3	第 46 条の 2 関係

2 トリクロロエチレンに関する改正

○香川県生活環境の保全に関する条例第 44 条に定める特定有害物質のうち、トリクロロエチレンに関する土壌溶出量基準等の基準値を次のとおり改正する。

基準の名称	単位	改正後	改正前	条例施行規則
土壤溶出量基準	mg/L	0. 01	0.03	第 35 条関係
地下水基準	mg/L	0. 01	0.03	第 35 条関係
第二溶出量基準	mg/L	0. 1	0.3	第 46 条の 2 関係

く参考>

基準の名称	基準の意味		
土壤溶出量基準	土壌から溶け出した特定有害物質を含む地下水等を口にすることによるリスク(地下水等経由の摂取リスク)を評価するための基準		
土壤含有量基準	特定有害物質を含む土壌を直接口にすることによるリスク(直接摂取 リスク)を評価するための基準		
地下水基準	地下水汚染の程度を評価するための基準		
第二溶出量基準	汚染の除去等の措置を選択する際に使用する、土壌溶出量の程度 を表す指標として定められた基準		